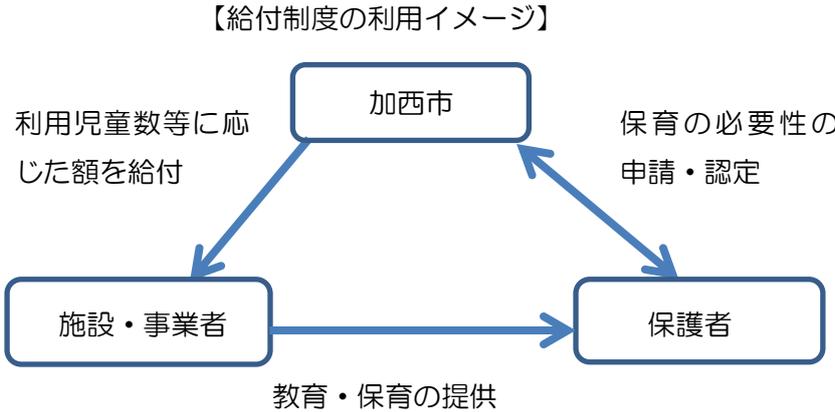


加西市が定める基準案について

(1) 給付制度の創設

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所などに対して、これまで個別に行われてきた公的な財政支援について、幼稚園、保育所、認定こども園に共通の「施設型給付」が創設され、一本化されます。



給付制度の一覧

- 1 施設型給付
 - ① 認定こども園
 - ② 幼稚園
 - ③ 保育所
- 2 地域型保育給付
 - ④ 小規模保育（定員は6人以上19人以下）
 - ⑤ 家庭的保育（保育者の居宅等において保育を行う。定員は5人以下）
 - ⑥ 居宅訪問型保育（子どもの居宅等において保育を行う。）
 - ⑦ 事業所内保育（事業所内の施設等において保育を行う。）

(2) 対象施設・事業の「認可」と「確認」

新制度による「施設型給付」や「地域型保育給付」の対象となるためには、施設や事業者は、児童福祉法等による「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」を受ける必要があります。

条例等による規定整備が必要

	施設・事業	認可の権限	確認の権限
施設型給付	認定こども園 幼稚園 保育所	兵庫県	加西市
地域型保育給付	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育	加西市	加西市

(3) 条例等で定める各種基準 について

新制度では、新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準等について、国が定める基準を踏まえ市町村が条例で定めることとされています。条例を定めるにあたっては、国の子ども・子育て会議の検討を経て、制定・交付される省令等で「従うべき基準」と「参酌すべき基準」という基準に沿って定めることとされています。

従うべき基準	参酌すべき基準
必ず国の基準に適合しなければならない基準。条例の制定に当たっては、「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるもの。	十分に国の基準を参酌(検討)しなければならない基準。条例の制定に当たっては、「参酌すべき基準」を十分に検討した上であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの。

1 地域型保育事業の認可基準

(仮称) 加西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確認基準

(仮称) 加西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準

(仮称) 加西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

4 保育の必要性の認定基準

(仮称) 加西市保育の必要性の認定に関する条例

1 地域型保育事業の認可基準 の骨子案

条例の名称

(仮称) 加西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

地域型保育事業

地域型保育事業は、新制度により新たに加西市の認可事業として位置づけられる事業です。様々な場所で多様な保育の提供が可能なることから保育の確保に寄与することが期待されています。地域型保育事業は、原則満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業で、次の4類型があります。

類 型	内 容	事業主体
家庭的保育事業 (定員5人以下)	家庭的な雰囲気のもと、少人数を対象にきめ細かな保育を実施します。 保育者の居宅その他の場所で行います。現在の制度では保育ママ(居宅型)がこれに該当します。	市町村 民間事業者等
小規模保育事業 (定員6~19人以下)	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施します。規模に応じて次の3類型が想定されています。 A型(保育所分園に近いもの) B型(保育所分園と家庭的保育の中間的なもの) C型(家庭的保育に近いもの。現在の制度ではグループ型保育ママがこれに該当します。)	市町村 民間事業者等
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子の居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施します。いわゆるベビーシッターがこれに該当します。	市町村 民間事業者等
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として保育を実施します。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供します。	事業主等

加西市の基準(案)

本市の実情に、国基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を加西市の基準とします。

2 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確認基準の骨子案

条例の名称

(仮称)加西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

確認制度

新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく県の「認可」を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、加西市が子ども・子育て支援法に基づく給付を行う対象施設・事業として「確認」することとなっています。給付を受ける施設・事業は次のように分類されます。

分類	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
施設及び事業	<ul style="list-style-type: none">・認定こども園・幼稚園・認可保育所	<ul style="list-style-type: none">・家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業

これらの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の事業者は、市町村が定める運営基準を遵守しなければならないこととされています。なお、既存の認定こども園、幼稚園、認可保育所は、別段の申し出をしない限り、給付を受ける「確認」があったものとみなされます。（「みなし確認」）

加西市の基準（案）

本市の実情に、国基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を加西市の基準とします。

3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準の骨子案

条例の名称

(仮称)加西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

放課後児童健全育成事業は、平成24年8月の児童福祉法一部改正により、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされました。

加西市の基準(案)

本市の実情に、国基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を加西市の基準とします。

なお、対象児童も平成27年4月から6年生までとします。

4 保育の必要性の認定基準の骨子案

条例等の名称

(仮称) 加西市保育の必要性の認定に関する条例

保育の必要性の認定について

新制度では、従来、保育所入所判定と一体化していた「保育に欠けること」の認定を、入所判定とは独立した手続きとして行い、「保育が必要なこと」の認定を行うこととなります。

「保育の必要性」の認定に当たっては、客観的基準に基づき、子ども一人ひとりにつき「保育の必要があるかどうか、保育は1日につき保育標準時間（11時間程度）か短時間（8時間程度）の利用なのか」の認定を市町村が行い、「支給認定証」を交付することとなります。

認定を受けた保護者は、自身のニーズに基づき、施設を選択し、保育の必要がない場合は直接施設に、保育の必要がある場合は原則市町村に利用を申し込むこととなります。

【子ども・子育て支援法による認定区分】

年齢区分	保育の要・不要	認定区分	利用できる施設・事業（原則）
満3歳以上	保育不要	教育標準時間認定（1号認定）	認定こども園・幼稚園
	保育必要	保育認定（2号認定）	認定こども園・保育所
満3歳未満	保育不要	認定対象外	—
	保育必要	保育認定（3号認定）	認定こども園・保育所・地域型保育事業

※ 認定の有無にかかわらず、一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業の利用が可能です。

※ 利用調整の結果、希望保育所に空きがなく保育の必要な子が幼稚園を利用することもあります。

加西市の基準（案）

本市の実情に、国基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を加西市の基準とします。

保育の必要性の認定基準について

	現行制度	新制度（国の方針案）
事由	<p>「保育に欠ける」事由</p> <p>対象者 保護者及び同居の親族</p> <p>(1) 居宅外就労 (2) 居宅内就労 (3) 妊娠・出産 (4) 保護者の疾病・障害 (5) 長期疾病又は障害を有する同居の親族の介護 (6) 災害復旧 (7) 市長が認める前各号に類す状態</p>	<p>「保育の必要性」の事由</p> <p>対象者 保護者</p> <p>(1) 就労 （パート・夜間など基本的に全ての労働） (2) 妊娠・出産 (3) 保護者の疾病・障害 (4) 同居又は長期入院している親族の介護・看護 (5) 災害復旧 (6) 休職活動中 (7) 育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること (8) 虐待やDVのおそれがあること (9) 就学（職業訓練含む） (10) 市長が認める前各号に類す状態</p>
区分	<p>1区分</p> <p>最大11時間/日、年間約300日 保育時間（原則1日8時間、延長あり）</p>	<p>2区分</p> <p>【保育標準時間（1日11時間までの利用）】 平均275時間/月 （212時間超292時間以下）</p> <p>【保育短時間（1日8時間までの利用）】 平均200時間/月 （最大212時間）</p> <p>※妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVのおそれのような事由は、時間の区分を設けない。</p>

	現行制度	新制度（国の方針案）
優先利用	優先利用の制度はない。ただし、入所調整をする中で、ひとり親家庭、虐待やDVなど社会的養護が必要な家庭等配慮を要する子どもについては、入所に際して一定の考慮を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> • 個別ケースごとの対応等の観点から調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。 • 虐待やDVのおそれのある場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法の措置制度を併せて活用する。 • 優先事項の例示は、以下のとおり（実施主体である市町村でそれぞれ検討・運用） <ul style="list-style-type: none"> ① ひとり親家庭 ② 生活保護世帯 ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤ 子どもが障害を有する場合 ⑥ 育児休業明け ⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ⑨ その他市町村が定める事由

就労時間の下限について

新制度における「保育短時間（利用）」の認定に当たっての就労時間の下限については、「現行制度における実態を踏まえ、1か月当たり48時間以上とします。

なお、現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができるなどの経過措置が検討されています。